

平成 2 8 年 度

重 点 施 策 の 概 要

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します 16 ページ
2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します 24 ページ
3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います 29 ページ
4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります 30 ページ
5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します 33 ページ
6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます 35 ページ
7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます 37 ページ
8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます 42 ページ
9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります 46 ページ
10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります 48 ページ
11. 住民みんながまちを考え、活動します 50 ページ

1. ニセコの自然環境と景観を守り、生活環境を向上します

土地利用

(1) 準都市計画区域の景観の保全

良好な自然景観を確保することを目的に、平成21年3月に準都市計画を策定し、同年7月に特定用途制限地域や景観地区を指定しました。

ニセコアンヌプリ山麓では、好調な国外景気を背景とした土地取引が活発に行われ、潤沢な海外資本による大規模な開発が進められています。当該区域におけるルール等の周知を図り、まちの財産である自然環境を確保しつつ、より良いリゾート開発へ誘導しています。

平成28年度は、開発行為4件（うち変更3件）・建築物等39件の申請があり、準都市計画区域での規制に適合しているか指導・審査を行っております。

(2) 土地利用対策事業

土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的に国土利用計画法が制定されています。法に基づき、土地の投機的な取引や地価の高騰、乱開発の未然防止、遊休土地の有効活用を図るため、1万㎡以上の土地取引に関して届出の受付をしています。平成28年度の届出は31件となっています。

ニセコ町景観条例に基づき、空き家対策を進めています。平成28年度は、廃屋1件を所有者により撤去することができました。また、ニセコ不動産業協会と家屋の管理に関する協定を結び、別荘・空き家等の管理体制を整えました。

自然環境

(1) 環境モデル都市アクションプランに基づく取り組みについて

2050年度までに1990年度比でCO₂の86%削減を目標とする本町は、平成26年度に環境モデル都市アクションプランを作成しました（平成26年度～5年間）。平成28年度は、ニセコ町の地域特性を踏まえて、町民、事業者等の実態に即した積み上げ方式による調査を行うことで、排出実態の把握・検証を踏まえた温室効果ガス排出量を定量化し、今後調査する際の調査フォーマットを作成しました。

また、北海道経済産業局と共催で、観光事業者向けにエネルギー管理や省エネルギーの進め方についての勉強会、省エネ診断等を行い、観光事業者の情報交換、情報共有を進めました。

また、下記の重点的な取り組みについても引き続き検討を行って行きます。

[5年間の重点的な取り組み]

- ①観光分野での省エネ・再エネ利用促進
- ②家庭での草の根的な取り組み促進
- ③交通分野の低炭素化
- ④エネルギー転換（再生可能エネルギーによる事業化など）

環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことで、ニセコ町は平成25年10月に事業提案を行い、平成26年3月に内閣官房地域活性化統合事務局より選定されました。

(2) 環境基本計画の推進

平成24年度に作成した第2次ニセコ町環境基本計画（平成24年度～平成35年度）では、毎年その進行状況に関する評価を行っています。平成28年度は平成24～28年度に行われた施策、現状と課題、今後に向けた解決の方向性を俯瞰した「総集編」、ヒアリングに基づく「データ編」、読んでもらうきっかけとしての「物語編」の3部構成として環境白書を取りまとめました。取りまとめに当たっては4回のニセコ町環境審議会のなかで環境保全などの取組みを説明し議論を行いました。また、例年通り環境基本計画に基づく環境教育の取組みとして、小学生を対象とした水生昆虫観察会を2回開催しました。

第2次環境基本計画は、平成24年度から12年間の計画で、第1次と同じく「水環境のまちニセコ」をテーマとし、9つのプロジェクトを掲げています。

①水資源と地下水の保全、②水辺の環境、③生態系の保護保全、④水質の保全、河川の多様な利用について調整を図る仕組みづくり、⑤森林環境の保全・育成、⑥環境と調和した安全・安心な農産物の生産、⑦自然エネルギーの導入による温室効果ガスの削減、⑧省資源・省エネルギーの取組み、⑨ごみの分別と資源化

(3) 水資源の保全

ニセコ町地下水保全条例に基づき、井戸設置者から地下水の使用量についての報告を求めています（くみ上げポンプ吐出し口8c㎡以上の施設を有する場合）。

平成28年度は新幹線昆布トンネル（宮田工区）の揚水試験、羊蹄トンネルの地質調査に伴う地下水くみ上げ案件について新規に協議、許可を行っています。また、ポンプ吐出し口8c㎡以下の場合に係る届出は2件ありました。

〔許可を受けている施設件数及び地下水くみ上げ数量〕

年度	件数	くみ上げ量	稼働日数（延べ）	備考
25年度	8	292,772m ³	3,489日	件数は全て法人
26年度	9	318,353m ³	4,184日	〃
27年度	10	375,400m ³	4,314日	〃
28年度	12	417,226m ³	4,306日	〃

(4) 環境会議等への参加

環境政策を通して先進的なまちづくりを進める団体が主催する会議等へ参加し、情報収集を行いました。平成28年度は東京都で行われた環境自治体会議へのほか、神奈川県横浜市で行われた環境未来都市構想推進国際フォーラム、山口県宇部市で行われた環境首都創造フォーラムに参加し、参加者とのネットワークづくりや先進事例を

学びました。

また、下川町、ニセコ町、岩手県二戸市、葛巻町、鳥取県北栄町、熊本県小国町と連携し、各自治体で培ってきたノウハウを共有し、連携するとともに、専門的知識を有する民間団体（一般社団法人クラブヴォーバン）と連携し、地域経済好循環モデルの設計、人材の育成を行う「地域内経済循環モデルの構築」を行いました。

（５）生態系の保護・保全活動

絶滅危惧種に指定されている「イトウ」の保護活動を進めるオビラメの会では、宇有島のカシュンベツ川に「イトウ」の親魚を育成・採卵する飼育池を平成27年度に設置し運営しています。平成28年度は、町では環境基本計画に基づく生物多様性の取組みとして、この運営費の一部を補助しました。

生活環境

（１）簡易水道事業

①水道事業の運営

町水道は、簡易水道1地区、専用水道1地区、飲用水供給施設2地区として、安心・安全で安定的な水道水の供給を行っており、その普及率は95.3%です。

水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

町では、水道における将来像と進むべき方向性や、今後10年間の取り組むべき目標をまとめた「ニセコ町水道ビジョン」を策定しています。

②水道施設の維持管理事業

町内に敷設されている水道管及び浄水場などの水道施設を職員で維持管理していましたが職員の退職もあり、災害時の対応力向上、より専門的な維持管理を目指すため民間企業への委託を実施しています。

水質検査は蛇口からの通常検査（毎月1回）のほか、水源池の原水精密検査（年1回）と浄水精密検査（年4回）を行っています。

水道施設や漏水事故による損害、水質事故による損害など本町でも起こりうる水道事故への賠償に備えるため、水道賠償責任保険へ加入しています。

③施設維持補修事業

配水施設では浄水場や配水池などの20年以上経過した電気計装設備の更新工事、里見地区浄水場の屋根防水工事を行いました。

管路施設では配水管移設工事を実施しました。市街地区は道道ニセコ停車場線、いこいの村地区は登山道路でそれぞれ行っています。

災害時の対応として配水管への仕切弁設置工事を曾我地区と宮田地区で行っています。また、水道本管での漏水事故が7件発生し修理工事を行っています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた8年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）につい

ては、取替が必要となります。

平成28年度取替は平成20年度に設置した量水器が対象となり、309台の取替工事を実施しています。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の3分の1以内（上限50万円）を町が補助しています。平成28年度は実績がありませんでした。

(2) 公共下水道事業

①下水道事業の運営

ニセコ下水道は、整備予定区域の94.8%の区域で整備が完了しています。また、水洗化率は96.3%となっています。

平成28年度は公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しています。

②下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約630m³（プール約2.1杯分）にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理やポンプ所の各施設の適正な維持管理を行っています。

下水道管理センターでは機械設備及び電気機器の分解整備、部品交換を行い施設の延命を図っています。

下水道管路の維持管理については管内の清掃やマンホール周辺の傷んだ舗装の補修をしています。

③公共下水道整備事業（下水道管理センター長寿命化）

本町の下水道管理センターは供用開始後16年が経過し、電気機器及び機械設備が老朽化により更新の時期を向かえています。町では平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、下水道管理センター電気計装設備更新工事を平成28年度から2ヵ年で行っています。

下水道管路施設では道道ニセコ停車場線で道路改良工事に伴い下水道公共枿・マンホールの移設工事を行っています。

④農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めています。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金などの運営経費や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しています。

(3) 浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。

平成28年度は、5人槽9基、7人槽1基の合計10基について、浄化槽設置整備事業により町の補助金を交付しました。

(4) し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、毎年、各地区からの申し込みを受け付けて作成する収集計画に基づいた収集を行い、その処理は広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合（構成町村＝倶知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町）が運営しています。

ここ数年の処理量の動向では、合併処理浄化槽の普及により浄化槽汚泥の量が増加しています。

・処理量動向

（平成28年度）

計画処理区域面積	処理量		計
	し尿	浄化槽汚泥	
197.13 km ²	1,499 t	2,684 t	4,183 t
(前年対比)	(101.2%)	(102.0%)	(101.7%)

(5) ごみ収集事業

ごみの収集事業は、可燃・不燃・生ごみ、資源ごみ等、全17区分による分別収集を行っています。ここ数年、ごみの分別ルールが守られていないごみが増加しており、ごみの減量化や効率的な収集運搬を行うために排出ルールを守るように周知していきます。

・ごみ類の収集動向

（平成28年度）

種別	可燃ごみ	不燃ごみ	生ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	785 t	124 t	499 t	383 t	13 t	1,804 t
前年対比	104.4%	96.1%	97.8%	94.6%	81.2%	99.6%
リサイクル率	92.4%（前年度92.0%）					

(6) 廃棄物広域処理事業

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、近隣町村と共同で処理を行っています。

可燃ごみの処理は、これまで羊蹄山麓7町村の共同運営で焼却処理を行っていましたが、平成27年3月からは処理方法を固形燃料化処理に変更し、処理は倶知安町の民間事業者へ委託しています。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理は、倶知安町を除く6町村で共同運営し、蘭越町にある破砕処理施設で破砕処理を行っています。

(7) 資源物リサイクル推進事業

資源ごみとして分別排出される資源物は再商品化（リサイクル）されますが、これ

に係る収集運搬や選別処理、一時保管には多額の費用が必要です。

町では再商品化に係る資源物等分別保管を町内業者と、また、再商品化を請負う(財)日本容器包装リサイクル協会などと委託契約しています。

なお、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し(12月31日～1月5日を除く)資源ごみの受入を行っていますが、資源ごみ以外に「粗大ごみ」や「不燃ごみ」が出されており、ルールが守られていないごみの量が増えています。

(8) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

一般廃棄物最終処分場は、当初、平成21年6月に満了となる計画でしたが、ごみ分別の徹底や不燃・粗大ごみの破碎処理により、埋立て量の減量化が図られ、今後4年ほどの供用年数の延長を見込んでいます。

また、可燃ごみの固形燃料化処理の開始により、焼却灰の埋立はなくなりました。

・一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破碎不燃物	計	備考
平成28年度	0 t	111 t	111 t	埋立容量 3,967 m ³
累計量	1,103 t	1,253 t	2,356 t	残余容量 813 m ³

(9) 廃棄物処理対策の検討と啓発

ごみの減量化と適切な処理を進めるため、町と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を分担・協力するよう基本条例で定められています。

国では、一部の家電や自動車のリサイクルなど、さまざまな廃棄物の再資源化を進めており、町でも燃やすごみの固形燃料化処理への変更など、ごみ処理の方法を変更するときは、広報やチラシ、ホームページなどでお知らせしています。

(10) 不法投棄廃棄物対策

「不法投棄」については、地域のみなさんの通報や職員の巡回により不法投棄物の回収・処理をしていますが、なかなか減りません。また、外でごみを燃やす「野焼き」についても毎年数件ですが発見されています。

なお、「不法投棄」、「野焼き」とも警察の捜査により実行者が特定され罰則が科せられた事例があります。

(11) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」として、各自治会、学校、ボランティア等の協力により実施しました。

(12) 衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では、町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区において管理をお願いしていますダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力により維持管理を行っています。

(13) 食品衛生事業

町では、倶知安地方食品衛生協会に加入し、食中毒の防止や食品衛生の普及対策を行っています。

平成28年度の「食中毒警報」は、7月29日から9月2日の間に11回発令され、町のホームページとラジオニセコによりお知らせしました。この間、町内では食品に関する事故はありませんでした。

食中毒防止のため、今後も関係機関と連携した取組みを進めます。

(14) 畜犬対策と動物愛護

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理（随時）や予防注射（6月）を実施しています。また、ニセコ町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づいて、年間三期の野犬掃とうを実施しましたが、該当する事例はありませんでした。

・犬の登録数

平成27年度末	新規(+)	転入(+)	転出(-)	死亡(-)	平成28年度末
392頭	13頭	4頭	7頭	20頭	382頭

(15) 火葬場機能向上改修事業

火葬場は昭和61年建設以来31年が経過していますが、平成25年度に地下水調査を実施し、除鉄により使用可能な水源が確保できたため、火葬場の機能向上改修に向け、平成26年度に改修工事に係る基本設計、平成27年度に実施設計を行い、平成28年度には給水用の井戸建屋を整備しました。

(16) 火葬場の維持管理

火葬場については、火葬設備や屋根塗装の改修、周辺整備や霊台車の更新など、設備の定期点検に基づく適切な使用に努めるとともに計画的な営繕により維持管理してきました。火葬業務は引き続き民間事業者へ委託し運営しています。

・火葬場の使用状況

年度	使用回数	(うち町外者)	月平均使用回数
平成28年度	48回	(9回)	4.0回
平成27年度	56回	(3回)	4.7回

(16) 墓地の維持管理

中央墓地及び5ヶ所の地域墓地については、適正な使用（許可）管理を行っています。また、清掃・草刈など日常的な維持管理については、民間事業者へ委託して行っています。

なお、平成20年度に新規造成した中央墓地の53区画については、28年度末現在で残り24区画となっています。

農林業

(1) 林業の振興

森林組合と連携しながら、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として「未来につながる森づくり推進事業」を継続し、支援しました。また、民有林の除間伐を促進する町独自の除間伐奨励事業を実施しています。

町有林の整備では、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持することと将来の財産形成を目的として実施しています。平成28年度は、町有林内の森林の保育・育林事業として除伐12.08haのほか、作業道の支障木の伐採や草刈を実施しました。

2. ニセコの地域資源を活かし快適な生活基盤を整備します

生活環境

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町における光ファイバー網施設（高速通信網）は、町が所有し、通信事業者に貸付けてサービス提供を行っています（IRU契約）。初期整備（平成16年）に行った川北・アンヌプリ・東山地区については、整備から10年が経過し、過疎地での通信網整備という初期目的を達成したものと考え、施設の民間移譲を検討しておりますが、民間事業者側の課題から継続検討をしております。

新幹線（宮田）トンネル工事や国営農地再編整備事業等により、光回線の移設工事が増加傾向にあります。

ニセコ町では、ほぼ全町的に高速通信環境が整備されています。さらに、光ファイバー網未整備箇所への移住や公共事業の実施などによる電柱移設に応じた光ファイバー網の新設・維持管理について、平成28年度も引き続き行いました。

(2) コミュニティFM事業

情報共有、防災機能強化の一環として、ラジオニセコに対し、補助金による継続支援を行いました。

コミュニティFMについて

平成20年12月の「そよかぜ通信」廃止以来、行政情報の新たな伝達手段を検討してきましたが、役場からの行政情報や防災情報のほか、地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月31日に開局しました。ラジオ局開設にあたっては、放送局の開設準備、放送施設に係る設備を町が整備し、放送局の運営は法令により町が実施できないことから、株式会社ニセコリゾート観光協会が運営しています。

町では、緊急告知付きラジオを町民世帯と町内事業所に無償貸出を行い、災害時等における緊急情報の発信により、いち早く住民に対する防災情報の伝達が可能となりました。そのため、実際の防災に備えて、防災ラジオ緊急等試験放送と職員の訓練目的で割込み放送を定期的に行っています。

〔防災ラジオの配布（貸出）状況（平成29年1月31日現在）〕

一般世帯	1, 686台	
事業所	177台	
合計	1, 863台	配布率80.1%

(3) にこっとBUS（デマンドバス）の運行

平成28年度も無事故、安全運行でした。

早朝、8月、冬期間の混雑、早朝の予約電話の混雑など各種の課題解決のための最適化を検討中です。

・にこっとBUS乗車実績

(4月～3月まで)

年度	乗車件数(件)	乗客数(人)	日平均乗客数(人)
平成26年度	16,464	20,101	55
平成27年度	15,601	19,389	53
平成28年度	15,280	18,445	51

(4) 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、にこっとBUSの運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線(福井線)のみとしています。両町の路線距離に応じ、路線の運行事業者であるニセコバス(株)に国の基準に準拠して両町からバス路線維持費補助金を支出しています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

新幹線のトンネル掘削にかかるニセコ町内工事(鉄道・運輸機構)は、順調に進捗している模様です。

トンネル掘削に伴う残土の受入地については、鉄道・運輸機構と協力し選定作業を進め、現在町内2箇所に搬入されています。以後、工事発注に伴い、順次候補地選定作業を進めます。

北海道新幹線開業へ向けた動きが加速する中で、北海道新幹線並行在来線対策協議会、後志ブロック会議も設置されており、今後とも並行在来線の存続を求めて情報収集や意見交換等を含め、沿線各自治体連携のもと協議検討を進めます。

また、北海道への新幹線開業効果を広域波及させるため、後志総合振興局が主催する後志地域二次交通検討会議にも参画し検討を進めています。

平成24年 6月	北海道新幹線新函館北斗～札幌間の整備新幹線着工認可
平成24年11月	事業概要説明。以降、測量やボーリング調査等を実施。
平成25年12月	昆布トンネル(桂台工区)工事発注
平成26年12月	〃 着工
平成27年 2月	昆布トンネル(宮田工区)工事発注
平成27年12月	〃 着工
平成28年 3月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間開業
平成29年 2月	ニセコトンネル工事発注
平成42年度	北海道新幹線 新函館北斗～札幌間開業予定

②北海道横断自動車道

平成23年5月に北海道横断自動車道(黒松内～余市)の計画段階評価を踏まえ、同年12月には、社会資本整備審議会道路分科会北海道地方小委員会において、2段階方式で着工する整備方針(余市～倶知安間を先行整備する案)が了承されました。

平成26年3月、同小委員会により、地域における道路の位置付けや役割を確認した上で事業実施環境(都市計画、環境影響評価等)が整っている箇所のうち、各

事業の事業効果や緊急性、予算の状況等を踏まえ、国道5号の倶知安余市道路（共和～余市）が新規事業箇所として採択され、平成28年5月に着工しました。

さらに、平成28年3月、共和一倶知安間が新規事業採択となり、平成28年度から調査測量が開始されています。

なお、本町としては、採択された共和一倶知安間の早期着工を要望するとともに、倶知安～黒松内間の早期整備について、国道5号の現道活用によるスムーズな運行を可能にするため、拡幅や路盤の整備などを要望しています。今後も精力的に情報収集等に努め、早期着工へむけて取り組みを進めます。

（6）定住促進用地整備事業

住宅不足解消と定住促進のため、字中央通に誘致した民間集合住宅について、現在102戸入居可能な住宅を建設中です。

（7）道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（平成28年度末現在）：184路線 実延長179.0km
改良率65.1%
舗装率62.2%

①道道の整備

北海道において道道ニセコ停車場線の歩道整備事業を進めています。これまでに実施測量設計、用地確定測量及び個別の物件補償を終え、平成27年度より歩道設置工事が進められています。平成28年度は町道東三条中通から町道新市街南一線通までの区間296mの工事を実施しました。なお、当該事業は平成29年度で完了となります。

②町道の整備

国の交付金事業を活用し、町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備を進めています。平成28年度において75mの歩道整備工事を施工し、これまでに960mの歩道が整備されました。また、町道北栄中通の改良舗装工事及び中央地区再開発に伴う排水路の整備を実施しました。

その他、突発的な補修工事や小規模な道路附帯工事など安全な道路交通網の整備を進めるとともに道路施設の長寿命化を目指し、道路付帯施設の補修や改修に努めました。

③道路維持管理事業

町道における側溝の清掃整備、砂利道路及び舗装道路の維持補修、区画線（センターライン）補修など地域住民の安全走行確保のため、日常的に道路点検を行い道路の維持管理を実施しました。町道の草刈については、年2回を基本に実施し、一部の道路やガードケーブル周辺などは資源保全推進会の協力を得て、道路交通の安

全確保に努めました。

④橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るため、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の点検・設計・工事を国の交付金事業の採択を受け施工しています。平成28年度は芙蓉橋の補修工事と橋梁点検を実施しました。

(8) 河川・公園の維持管理

普通河川のパトロールを行い、強風や大雨による倒木処理など地域住民の安全・財産確保のため、維持管理を行っています。

公園の管理は、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島記念公園、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラりん公園等の維持管理を行いました。また、町内公園などの遊具点検を行い、必要に応じて修繕を実施しております。

(9) ヘリポートの維持管理

公共用空港として供用しているニセコヘリポートの維持管理を航空法等に基づき適正に行っています。平成28年度は東京航空局の定期検査を受検し、滑走路の立木が支障となったことから、冬期間の閉鎖を行いました。離着陸の利用状況は、27回となっています。

(10) 公営住宅の整備

本町では、「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」及び「ニセコ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅を時代のニーズにあった公営住宅の再生を進めています。平成28年度は、富士見団地2棟12戸の長寿命化型複合改善工事を実施し、住環境の改善を図りました。また、望羊団地2棟12戸のベランダ防水工事を行い、耐久性の向上を図りました。

・町営住宅種別管理戸数

(平成28年度末現在)

種別	区分(戸数)	合計
公営住宅	本通A団地(65)、本通B団地(11)、有島団地(20)、西富団地(8)、富士見団地(36)、新有島団地(32)、中央団地(48)、望羊団地(72)、綺羅団地(20)	312戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地(28)、本通A団地(12)	40戸
その他	コーポ有島(48)	48戸
合計		400戸

(11) 公営住宅の維持管理

公営住宅の老朽箇所について点検確認を行い、維持管理の効率化と入居者が、安全で快適な生活ができるよう必要な営繕工事、修繕を行っています。また、中央団地、富士見団地の火災警報器の取替え工事(10年毎)を実施しました。

(12) 住宅における耐震改修

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年度に「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定し、町民に対し、耐震改修の重要性について普及啓発を行ってきました。国では平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしています。町では、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や北海道の計画を踏まえた新たな耐震化の目標を設定し、平成28年度に計画の見直しを行いました。町民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、より一層の耐震化の促進に取り組みます。

(13) 除雪対策事業

冬期間の安定した生活路線確保のため、民間事業者への全面委託により除排雪を実施しました。また、生活道路除雪費補助として、22団体に道路除雪費の一部を補助しました。このほか、高齢者7世帯の私道除雪を行っています。

- ・平成28年度除雪延長：町道ほか 117.6km

3. 資源やエネルギーを地域内で上手に使います

エネルギー

(1) 役場庁舎など10施設の新電力導入について

電力自由化に伴い、一般電気事業者（北海道電力）から特定規模電気事業者（PPS）に電力の供給を切り替えることが可能となっています。本町ではエネルギーの地域内循環の観点から、王子製紙尻別川第一・第二発電所をエネルギー拠点に持つ、王子伊藤忠エネクス電力販売株式会社（以下、エネクス）と下記の10施設の高圧部分について契約を結び、平成28年4月1日から供給が行われています。

導入施設：役場庁舎、ニセコ町民センター、下水道管理センター、ニセコ小学校、ニセコ中学校、ニセコ高等学校、総合体育館、有島記念館、幼児センター、学校給食センター

施設	北電(H27年度実績)		エネクス(H28年度実績)		比較	
	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 (kWh)	料金 (円)	使用量 増減%	料金 増減%
ニセコ町役場庁舎	67,600	1,577,121	70,319	1,396,762	4.0%	△ 11.4%
ニセコ町民センター	143,257	3,559,876	146,864	2,985,613	2.5%	△ 16.1%
下水道管理センター	218,278	4,587,820	221,425	4,229,452	1.4%	△ 7.8%
ニセコ小学校	46,447	1,318,792	46,566	1,268,467	0.3%	△ 3.8%
ニセコ中学校	58,506	1,781,783	57,766	1,378,053	△ 1.3%	△ 22.7%
ニセコ高等学校	38,684	1,329,117	42,444	1,029,997	9.7%	△ 22.5%
ニセコ町総合体育館	62,295	1,610,345	70,382	1,487,373	13.0%	△ 7.6%
有島記念館	121,655	2,917,212	142,923	2,844,785	17.5%	△ 2.5%
幼児センター	72,300	2,184,767	73,850	1,788,925	2.1%	△ 18.1%
学校給食センター	166,770	4,785,928	169,678	4,255,053	1.7%	△ 11.1%
合計	995,792	25,652,761	1,042,217	22,664,480	4.7%	△ 11.6%

(2) 住宅省エネルギー改修補助事業

ニセコ町内における家庭からの二酸化炭素排出の削減を図るため、住宅の省エネルギー改修工事を行う者に対して補助金を交付し、環境負荷低減の促進を図ります。平成28年度は1件の補助実績となりました。

4. ニセコならではの環境と調和した農業をつくります

農林業

(1) 農業委員会委員の活動

平成28年度における総会は12回開催し、農地法等の法令業務である農地の権利移動についての許認可や農地転用等の業務、農業振興に関する業務である農地の利用調整等の業務を行ないました。

農業委員会では、農政課などと連携を図り、農地の現状把握を行い、農地法などの関連法令の適正な運用に努めており、耕作放棄地の解消、優良農地の保全・確保などの取組みを進めています。また、農地法第4条及び第5条の権限委譲と事務委任による農地転用事務の適正な執行、農業委員会業務の「見える化」についても活動計画の策定やその点検と評価を行い、農地管理を徹底させています。農地中間管理事業や農地台帳の法制化に伴う農地状況の公開を進め、農地フル活用へ向けた取組みを引き続き行ってきました。

平成25年度から開始した農地賃借料の一部を助成する「ニセコ町農地流動化促進事業」についても、農地の有効利用と農家経済の活性化を図るため、適正な運用を行い、営農環境改善に向けた取組みに努めています。

持続性ある地域の発展のため、地域の担い手確保が重要と位置づけており、担い手の生活基盤の安定化を図るべく、農業や商工業従事者などの花嫁対策についても引き続き取り組んでいます。

(2) 国営緊急農地再編整備事業の推進

町では、優良な農地と豊かな景観を未来に引継ぎ、基幹産業である農業の振興からなる地域の活性化のため、国営緊急農地再編整備事業を強力に推進しています。

本事業では、農用地の大区画化や汎用化、水利施設の近代化を進め、農業生産の向上を図るとともに、農用地の集団化や担い手への利用集積を進めます。

平成28年度は、区画整理工事に着手して2年目となり、2年間で128haの工事を実施しました。事業主体である北海道開発局や北海道、地元促進期成会と連携し、事業の円滑な推進とともに受益者負担の軽減や通年施工時の所得補填など、国の制度を利用した対策を進めています。

また、小規模な土地改良事業や農地災害復旧についても、近年の異常気象に対応するため、明暗渠掘削特別対策事業、農業用水路補修事業、農地等災害復旧単独事業など町独自の対策を推進しています。

(3) 環境と調和した安全で安心な農業の推進

環境と調和した安全・安心な農業の推進のため、土づくり実践対策を基本に良質堆肥の安定供給と土壌診断による効率的な栽培など、クリーン農業の推進と農村環境の保全、多様な農畜産物の生産・流通促進に取り組みました。

堆肥センターを核とした「地域循環型クリーン農業」の実践に重点的に取り組むため、老朽化の進んだ設備の改修、施設の維持管理、完熟堆肥購入費及び原料の確保、運搬費の助成に加え、土壌診断事業と残留農薬対策の継続を図りました。

クリーン農産物の生産と流通促進では、消費者に信頼される生産地の責任として、YES! clean など有機資源を用いた認証制度の普及を促進し、安心・安全な農産物の生産と供給実現への取組みを支援しています。平成28年度も、町内の約9割で取り組まれているイエスクリーン認証米の生産対策として10アール400円の補助に加え、低タンパク米の出荷実績に対し、60キロ200円の補助を実施しました。

また、環境保全に根差した農業の確立のため、1団体(2戸の農業者で構成)が環境保全型農業直接支払交付金事業に取り組みました。

(4) 収益性の高い地域農業の確立

畑作では、土づくりを基本にした適正輪作を推進することにより、計画的な作付け、安定的な品質と収量の確保、高収益野菜などを組み合わせた経営の複合化を農業者と共に取り組んできました。昨年度に引続き、緑肥作物奨励事業に取り組む、農業機械等導入による営農効率化のため、支援経営体育成支援事業(融資主体型補助事業)や担い手確保・経営強化支援事業(融資主体型補助事業)の実施も行いました。

今後も、農業者の規模拡大への支援、経営の効率化など、農業者の経営に支援する取組みを推進します。

水田では高品位米の低コストによる安定生産栽培に加えて、消費者ニーズに呼応した安心・安全ブランド「とっておき米」の酒米の「きたしずく」「彗星」の活用促進を行い、産地確立と売れる米のブランド化を引続き推進しました。

経営所得安定対策の実施については、地域農業再生協議会を交付金の申請事務や支払手続の窓口とし、販売価格が生産費を恒常的に下回っている米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用馬鈴薯、そば等に対する補填を行いました。

(5) 多様でゆとりある地域農業の確立

安定的な農業経営確立のためには、意欲ある担い手へ農地利用集積の促進と生産基盤の近代化が不可欠と考え、農業委員会と連携を図り、優良農地の確保や離農者からの農地のスムーズな移動など農地流動化を推進しています。

農業・農村環境の維持保全のため「多面的機能支払交付金事業(旧農地・水保全管理支払交付金事業)」を継続し、地域住民を交えた町内8地区の地域活動組織による共同活動を支援しました。

また、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域活動の取組みに対して町内3地区に対し支援しました。

このほか、認定農業者や農業生産法人の育成支援等、引き続き農業経営の体質強化に努めています。

(6) 地域ぐるみで担い手の確保

農業者の高齢化の進行により、後継者や地域の担い手対策は喫緊の課題となっており、関係機関と協力して確保へ向けた取り組みを推進しています。特に新たな参入者などに対しては経営が安定し、持続的に営農していけるように育成支援を積極的に推進しました。また、就農者に対する新規就農資金制度や青年等就農給付金の適正な給付、各種研修制度等の継続、中核的担い手となる認定農業者の新規認定及び更新、指導農業士・農業士の育成、農業青年会活動の促進に努めました。

(7) 畜産振興

酪農については、自給飼料基盤に立脚した安全で良質な生乳の生産と家畜改良の促進等による乳用牛の資質の向上を推進するため、酪農ヘルパー制度の運営や乳牛資質向上対策の支援、家畜伝染病対策など、引続き良好な畜産環境の維持に努めました。また、町営集約草地と堆肥センターの維持管理を行いました。特に、老朽化が激しい堆肥センターについては、攪拌機の修繕や関連設備の補修などを行い、運営に支障のないよう改善を進めました。

また、JAようてい地域の関係者が連携して地域全体で収益性の向上を図るため、ようてい広域畜産クラスター協議会が設立され、ニセコ町もこれに参画しました。今後も、畜産環境の整備と生産性の向上を目指して、協議会を軸にさらなる振興させます。

5. 商工業と農業、観光業との連携を進め、地域産業の活性化を目指します

農林業

(1) 農業と観光・商業が連携した地域産業の創造

本町の「農業」と「観光・商工」部門は多面的な協力・補完関係にあることから、地域内での相互連携を強めています。平成28年度も、JA水稲生産組合ニセコ支部やニセコリゾート観光協会、田中酒造株式会社と連携し、ニセコクリーン米の地域ブランド化や地酒「蔵人衆」の販売促進を行いました。また、酒米活用の推進では、純米大吟醸酒「蔵人衆」、ニセコ町産酒米を活用した純米大吟醸「どぶろく」の販売、蔵人衆の「黄麹の甘酒」の開発などに取り組み、酒米の里づくりを推進してきました。

さらに、農業者の6次産業化を推進するため、国の支援を受けてニセコ町6次産業化・地産地消等推進協議会を設置し、4回の協議会を経て、ニセコ町6次産業化・地産地消推進戦略の策定を行いました。引き続き、ニセコ町農産物の消費拡大や地産地消のシステムづくりを推進しています。

また、ニセコ農観連携協議会を通して、国の支援を受け、農産物のブランド化、認証制度、産品開発等の事業を展開しています。

(2) 2大産業（農業・観光）の特徴を活かした雇用創出・起業化事業

ニセコ町における農産物のブランド化について、ニセコ町産農産物の特徴（少量多品種、クリーン農業等）を活かし、観光事業者等へのヒアリングを行い、小樽商科大学と連携しブランド化戦略を策定しました。

また、町内の農業者が共同して新たな生産体制を構築することを支援し、将来の法人化、自立に向かうとともに、観光業が盛んな地域特性を活かし、冬期に観光業に従事している若者を夏期に雇用することで、若者の定住と雇用創出につなげることができました。

商工業

(1) 地域産業振興

外国人観光客が増加するとともに、観光事業への投資が続いています。また、商工会の会員数が181事業所（4月末現在）と過去最高になるなど、地域内での経済活動は活発化しています。町では経済効果を地域内で循環させることを重視し、地域内事業者の経営活動を支援するニセコ町商工会が実施する事業や、ニセコ綺羅カード会が実施するポイントカード（綺羅カード）の各事業に対し助成を行いました。

このほかに、中小企業の経営安定のため、金融機関や北海道信用保証協会と連携して中小企業特別融資事業を実施しています。

(2) 創業や事業継承の支援

地域内における経済循環を図るため、地域内に拠点を持つ事業者の増加に取り組みました。町では、国の認定を受けてニセコ町創業支援計画を策定し、ニセコ町商工会、地域金融機関（日本政策金融公庫、北海信用金庫、北洋銀行）、ようてい農業協同組合ニセコ支所、(株)ニセコリゾート観光協会、小樽商科大学と連携して、創業支援相談窓口の開設、ビジネスセミナーを開催するなど、地域内での起業が促進されるよう事業展開しました。

また、起業や新たな事業に取り組む事業者に対し、事業所の改装等の費用の一部を助成するニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業を実施し、資金面での支援を行っています。

6. 環境や地域文化を生かした観光を進めます

観光

(1) 観光客の誘致

冬季には多くの外国人観光客が訪れるなど、夏季も含め観光入込客数は増加傾向にあります。一方で、宿泊客数は季節変動が大きく、夏季の拡大が課題です。各方面から注目されている今、しっかりと地域情報を発信することが重要です。町では広域エリアで発行しているパンフレットを共同で作成するほか、その中では不足する情報を補完するパンフレット類を作成しました。

また、地域内で開催される各種イベントやMICE開催などについて支援を行い、さまざまな人が集まる仕組みづくりに取り組みました。

(2) ニセコ町観光魅力アップ事業

民間事業者等の活力・発案を生かし、新たな観光資源の創出や魅力向上が図られると認められる事業について補助し、その実現を支援しました。

(3) 観光客受け入れ環境の整備

冬季の来訪者の多くは公共交通機関を利用して来訪します。ニセコ駅から先の交通手段が限られるため、駅で足止めされる人が発生しています。その対応としてニセコリゾート観光協会が実施するニセコ周遊バスの事業費の一部を支援し、地域内交通の確保に努めました。

また、道の駅ニセコビュープラザとJRニセコ駅の2か所に開設している観光案内所の業務を、(株)ニセコリゾート観光協会に委託し、協会が行っている旅行業務と合わせて来訪者に対してきめ細やかな観光案内を提供しました。

この他にも、宿泊施設が集中する東山・アンヌプリ・モイワ地区を中心に、道路沿いに花を植栽する地域活動を支援するなど、受け入れ環境の整備について取り組みました。

(4) 観光地の安全対策

雪崩による事故を防止し、ニセコを訪れるスキー客の安全を確保するため、雪崩情報の提供などを組織的に行っている「ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会」の活動費の一部を負担しました。

協議会で取り組む「ニセコルール」は制定から15年が経過。さまざまな変更を加えながら雪崩事故の防止に努めてきましたが、残念なことに今シーズンは死亡事故が発生しました。地域の重要なルールとして広く浸透を図り、正しい認識を持ってルールを厳守する意識を改めて醸成していく必要があります。今後も雪山の安全対策は重要な施策であり、引き続き関係機関と連携して取り組みます。

(5) 広域観光の取組

蘭越町、ニセコ町、倶知安町の3町による「ニセコ観光圏」による広域の取り組みを進め、PR活動や満足度調査など共通施策のほか、ニセコリゾート観光協会による着地型旅行商品の造成や湯めぐりパスのリニューアルなどを行いました。

また、倶知安町と連携して進めている「ニセコ観光局」においては、目的税についての課題検討などを行いました。

(6) 観光施設の運営管理

町内には道の駅ニセコビュープラザ、綺羅乃湯や五色温泉インフォメーションセンターなど多くの観光施設があります。これらの施設を適正に管理運営し、たくさんの観光客が安心して快適に利用できるよう努めました。

(7) 観光大使等の設置

ニセコ町を応援する著名人等をニセコ町観光大使として任命しています。現在、成瀬瞭さん（元ホテル日航アンヌプリ社長）、林家木久扇さん（落語家）のほか、東京ニセコ会役員12名が観光大使として活躍しています。この他に、ニセコの温泉を広く紹介していただく温泉大使に、久世進さん（温泉アナリスト）を任命しています。

また、首都圏においてニセコ町に関わりのある人たちとの交流を促進とPRを行うため、東京ニセコ会の活動を支援しました。

(8) 対日直接投資を生かした国際観光リゾート創造事業

ニセコ町への観光を中心とする投資が域内へどのように循環しているか調査し、今後の地域経済循環を強化するための方向性を見出しました。

また、ニセコ中央倉庫群が対日直接投資を促すための拠点となる交流施設となるべく、施設維持管理の支援や起業家が集まるチャレンジショップ等を運営するために必要となる備品を整備しました。

7. 町民が共に学び合い、支え合う文化を育てます

学校教育

(1) 「ニセコスタイルの教育」を目指した施策展開

教育委員会では、町の教育振興政策の基本方向を定め、概ね10年間に渡る長期的な施策の柱・目標を設けたニセコ町教育振興基本計画を平成25年度から進めています。この計画は「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、「子どもの生きる力を育む」、「学校の教育力を高める」及び「学びの気運を育む」を基本方向として、9つの目標と前期5年間で取り組む36の施策により構成されています。

平成28年度は、前年度の各施策の取組内容や目標指標の達成状況を整理、評価しながら、単年度の目標を定め、これをもとに計画4年目として各施策を展開しました。学校教育の重点施策として、「コミュニティ・スクール」の平成29年度導入に向けた調査研究（文部科学省補助事業2ヵ年目）に取り組みました。また、幼児センターから高校まで連続した一貫性のある教育活動の推進を柱に、小中学校が特に連携する「小中一貫教育」導入に向け検討を進め、「ニセコスタイルの教育」展開の方向性及び取組についてまとめました。

なお、計画の進行管理においては、教育委員の学校訪問による現況把握と意見反映、外部評価の実施などを通じ、教育委員会として実効性のある取組を進めています。

(2) 義務教育（小学校、中学校）

各学校では、保護者や地域住民の信頼と期待に応えるべく、自校の教育方針や教育計画、活動状況などの周知、情報提供に努めるとともに、学校評価を行いPDCAサイクルによる評価結果の活用を進め、学校改善、教育の質向上に取り組みました。また、地域住民の学校経営への参加の仕組として、学校評議員制度の運営に努めました。

こうした学校経営環境を維持しつつ、子ども一人ひとりの「豊かな心と健やかな体の育成」、「生活習慣と社会性の育成」、「確かな学力の育成」のための総合的な施策の実施に取り組んでいます。

「豊かな心と健やかな体の育成」では、人権教育や道徳教育などの教育活動のほか、学校、家庭及び地域での体験活動や修学旅行並びに見学研修旅行先での伝統文化体験や芸術鑑賞などのほか、体力・運動能力の向上に取り組みました。

「生活習慣と社会性の育成」では、挨拶活動、外部人材による様々な特別授業や職業体験、国際交流、子ども議会活動などに取り組みました。

「確かな学力の育成」では、国が行う全国学力・学習状況調査に参加し、課題の検証を行いながら指導改善・工夫に取り組むとともに、チーム・ティーチングや習熟度別指導、アクティブ・ラーニングなどの具体的な学力向上策に取り組みました。また、国語力向上のため、学校図書室の活用や朝読書、読み聞かせの活動を進めるとともに、「あそぶっく」の協力を得て学校図書室支援員を配置し、学校図書室の改善や選書の

充実などにも取り組みました。

特色ある教育の推進においては、幼児センター及び各町立学校に外国語指導助手を配置し、英語学習指導の充実を図るとともに国際性の育成に努めています。また、学校ICT機器の運用とこれを活用した授業づくりを進めました。複式教育では、他校との集合学習や交流学习などにより、一人ひとりが個性を伸ばす主体的な教育の実践を図りました。さらに、特別支援教育では、小・中学校に特別支援学級を設置しながら、町単独の予算措置による特別支援講師を3名配置し、学校全体での指導充実に努めました。取組みの中では、ニセコ町教育支援委員会を中心とした学校間や関係機関との連携、支援の充実を進めています。

(3) 町立高校（ニセコ高等学校）

ニセコ高校では、町立高等学校であるとの自覚のもとで地域と密接に連携した教育活動を進めるとともに、農業と観光を融合した産業人を育成する教育内容の充実を図り、地域に信頼され貢献する学校づくりを進めています。

農業科学コースでは、春の苗販売や農産物の販売会、農業実習などを通じ、学校と地域の交流、産業人材としての資質、能力向上の取組を積極的に行いました。観光リゾートコースでは、接客サービスなど町内の教育力を活用した外部講師による実習や産業現場実習など通じ、社会に通用する力の育成を進めています。また、マレーシアYTLホテルズとの連携協定に基づき、2年生のマレーシア見学旅行やYTLホテルスクール生徒との交流などに取り組みました。このほか、4年生1名の海外観光実習（マレーシア）及び国内ホテル実習（ニセコ町）を行っています。

部活動では、高等学校定時制通信制体育大会において卓球女子団体が全国大会出場を果たしました。また、農業クラブ活動では、日本学校農業クラブ全国大会の農業鑑定競技に2名が出場し1名が入賞するなど、日頃の学習成果を発揮しています。このほか、模擬投票などの主権者教育に関する取組みも行いました。

これら特色ある学校の取組については、活動報告会の開催やラジオニセコでの広報などにより、町民の皆さんに広くその成果をお伝えすることに努めています。また、学校振興のための対策の一環として、平成28年度から授業料収納を開始しました。国の高等学校等就学支援金を活用することにより、一定の条件の下で授業料の実質的な無償化を継続しています。

(4) その他の学校教育施策

学校教育の成果は教職員の資質・能力によるところが大きいため、教職員の資質と指導力の向上、指導方法や指導体制の創意工夫を目的とし、教職員研修に取り組みました。平成28年度は、特別支援教育における学校の取組力向上等を狙いとした町内教職員研修会を複数回実施しました。

学校運営に支障をきたさぬよう、国の補助事業などを活用した教材備品類の整備配置や学校行事で使用するバス借上を行ったほか、児童生徒の健康診断や就学援助制度の適切な運用なども行っています。また、児童生徒の安全管理に配慮しながらスクールバス運行にも努めました。

児童生徒の安全確保については、教職員を含めた交通安全・事故防止の運動、不審者情報への関係機関と連携した対応、「子ども110番の家」の協力を得た防犯模擬訓練、町の原子力防災訓練への参加などに取り組みました。このほか、ニセコ町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止やいじめが発生した場合の適切な対処に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置等により学校における教育相談や生徒指導への支援に努めました。

(5) 学校施設の維持整備

学校施設の維持管理、整備として、今後の児童数の増加見込みに対応するための教室増設を含む近藤小学校校舎改修工事实施設計を行ったほか、旧学童保育所普通教室化工事（ニセコ小学校）、ニセコ高校食物調理実習室オープン更新工事、ニセコ小学校電気設備更新工事实施設計などを実施しました。また、教職員住宅について、既設住宅の修繕工事を実施するなど適切な維持管理に努めています。

なお、近藤小学校校舎改修に係る国の交付金の交付が前倒し決定となり、地方債借入等とあわせた財源調整に目途がついたことから、工事関係事業費について平成28年度中の予算化により、平成29年度に繰り越して工事实施することとしています。

(6) 学校給食の充実

おいしく安心・安全で、栄養バランスを心がけた給食の提供に努めている給食センターでは、小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員等に対し約96,400食（1日当たり約490食）の給食を提供しました。

使用する食材については衛生管理や安全確保はもとより、地場産の食材の積極的な活用を図ってきました。昨年度も、地元農家の協力により「キャベツ」などを冬季に使用し、旬の時期の野菜や「メロン」などの果物も取り入れ、地場産野菜の献立も多く実施しました。

安心した給食の提供を積極的に行うため、安心できる産地食材の仕入れに努め、放射能の安全性にも留意し、安心した給食の提供を積極的に行いました。

また、栄養教諭による児童・生徒への栄養指導や「食育」に関する啓発に努め、望ましい食習慣を身につけ、食への関心を高めるよう努めるとともに、アレルギー児童に対し学校と保護者の連携を密にした対応をしました。

平成21年に新築したことを機会にドライシステム（床面乾燥方式）化された調理場は、衛生的であり、調理器具の電化による作業の効率化と安全性の向上、維持コストの軽減が図られていますが、永く効率的に給食を提供できるよう、施設や調理場の機器の点検を定期的に行い、劣化による更新、修理などの維持管理に努めました。平成28年度は、移転前から使用している牛乳用冷蔵庫の更新を図り、また、新電力への移行を行うなどのコスト低減も図りました。

今後も文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、より安全で安心、衛生的な給食の提供に配慮します。

社会教育

(1) 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそが地域づくりの根幹を成すものといえます。平成28年度は、第6期ニセコ町社会教育中期計画（平成27～31年度・2年次目）並びに執行方針に基づき社会教育事業を展開しました。第6期社会教育中期計画では、これまでの対象年代別の領域を見直し、より優先順序の高い内容のものを領域として整理し各種事業を展開します。

子育て支援体制の充実では、学童保育との一体施設としてニセコ子ども館を整備し、放課後の子どもたちの居場所づくりとして放課後子ども教室を前年度から引き続き週2回開催したほか、親子のふれあいや学習機会の場として各小中学校下において家庭教育学級、親子スポーツ教室の開催、子育てサークルへの支援の他、PTA連合会への支援など親と子の繋がりを深める家庭の教育力向上に努めました。

読書活動については、NPO法人あそぶっくの会が指定管理者として運営している学習交流センターを核として事業を展開しています。あそぶっくの会では、図書活動の充実を図るとともに、講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しています。これらの事業は利用者からの評価も高く、町民が集う交流施設として町民に浸透しています。また、「ニセコ町子どもの読書活動推進計画」に基づき読書習慣、読書環境の整備も進めています。

多文化が交流する機会の充実として、各種スポーツ活動や有島記念館を中心とした芸術・文化活動のほか、青少年への芸術（音楽）鑑賞機会の提供、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行っています。

地域を知る機会の充実では、豊かな心とたくましい青少年の育成に取り組むため、滋賀県高島市を訪問する「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市青少年フレッシュ体験事業の受入れを行い、異なる地域の文化・歴史を学びリーダーの育成を図るための交流や学習を深めました。

この他、小学生を対象としたヘリコプター体験搭乗事業など、ふるさとを知るための取組みを行いました。

高齢者の健康増進と見聞を広げるため、本年度も寿大学学習会を毎月1回開催し、運動会や研修旅行など、仲間と楽しく学習し交流する機会を設定しました。

芸術・文化

(1) 芸術文化活動を支援する

豊かな感性や創造性を育む芸術文化の普及・啓発に努める活動の核となる有島記念館では、前川茂利写真展をはじめとする企画展を9本開催したほか、第28回目となる有島武郎青少年公募絵画展では266点の応募から108点の入賞・入選作品を選出し、11月5日に表彰式を行いました。

その他、企画展示に合わせて作家による講演会やギャラリートークの開催のほか、産業遺産見学会や宮山登山会、守分寿男作品映画上映会などを行いました。

芸術鑑賞機会の提供として、「野瀬栄進ジャズピアノコンサート」「能登谷安紀子ヴァイオリンリサイタル」など6本のコンサートを開催しています。

有島記念館では、これら一連の取組みにより、平成27年度には、入館者数が9年ぶりに1万人を超え、平成28年度においても11,778人が来館し、広く有島の啓蒙と芸術文化の振興に資することができました。

有島記念館の活動以外では、町内児童生徒が書写・絵画・工作による作品発表の場として児童生徒作品展を文化まつりと同一日程で開催しました。

さらに、町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを積極的に行い、多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。

スポーツ

(1) 気楽にスポーツができる仕組みを拡充する

社会体育事業では、各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティー活動の推進や健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めています。

各種スポーツ大会は、前年度の反省をもとに各チームの意見やスポーツ推進委員の意見を反映しながら実施しました。また、各種スポーツ教室は、「1年生の水泳教室」など対象者の年齢層や体力、目的に応じたスポーツ教室を開催し、多くの町民が参加し満足できるように努めました。

さらに、プロ野球コーチや元プロサッカー選手、元陸上短距離日本代表選手など様々なスポーツ競技において、トップアスリートとして活躍してきた人を講師に招き、子ども達に対してスポーツ技術の指導や進路学習などの教室を開催しました。

また、札幌冬季オリンピック・パラリンピック招致に向けて、スキーアルペン競技の運営実務及び国際大会視察として、冬季アジア札幌大会に担当職員1人を派遣しました。

地域特性を生かしたスポーツ活動として、町内3スキー場のご協力と町からの補助額を増額することで、子どもたちのスキーリフトシーズン券購入価格を安価にすることができ、多くの子ども達がシーズン券を購入しスキーやスノーボードといった、ニセコならではのウィンタースポーツを気軽に楽しむことができるようになりました。

体育協会では、スポーツ少年団の活動を含め各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動を行っています。特に、積極的な少年団活動を支援するために、活動費に対する補助を行い、子どもたちのスポーツ活動を応援してきました。

ニセコマラソン大会は、マラソンフェスティバル実行委員会が町の補助金を受け、スポーツ振興とニセコ町を広く道内外にPRする活動として、1,455組の参加のもと開催することができました。

8. 健康寿命を延ばして人生を楽しみます

健康・医療

(1) 健康づくり

誰もが心身ともに健康で笑顔で暮らせるために、健康づくり対策の充実など必要な対策を講じ、高齢者が安心して暮らし、子ども達が健やかに成長できるよう健康づくり事業の向上に努めています。

①成人の各種健康診査

30歳以上の方を対象に、内臓脂肪症候群の増加を防ぎ、生活習慣病の予防のための特定健康診査と各種がん検診を実施しました。

対象者の12～20%が受診され、がん検診では精密検査結果からがんの早期発見者があり、早期治療につなげることができました。

昨年度に引き続き、がん検診推進事業として、子宮がん検診無料クーポン券、乳がん検診無料クーポン券、大腸がん検診無料クーポン券を配布し、がん検診受診率の向上に努めました。

各クーポン券利用者は乳がん検診20.6%、大腸がん検診13.7%などでしたが、各検診の受診率は例年同様に留まっています。

②乳幼児の健康診査

乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち75%～85%の乳幼児が受診しました。

新たに就学前の相談機会として、5歳児健康診査を実施し、73%の幼児が受診しました。

健診未受診や発達支援の必要な乳幼児へは訪問支援や相談を行い、子育て支援センターと連携して健康管理や育児支援に努めました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間2回、幼児センターではむし歯予防教室を4回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、フッ化物洗口に於ける予防は、幼児センターにおいて年中児、年長児を対象に76人中23人が実施しました。

ニセコ町の1歳6か月児のむし歯罹患率（虫歯をもっている割合）は0%（後志2.7%）、3歳児は2.8%（後志18.8%）とむし歯の無い子供が多い状況を維持しています。

③管理栄養士の配置

管理栄養士による健康・栄養相談、各種教室への参加、健康的な食生活に関する普及啓発活動を実施しました。生活習慣病予防料理教室を開催し、高血圧予防の食事に関する調理実習を実施しました。

④妊婦さんの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を14回に、妊婦健康診査に伴う超音波検査は6回助成しています。妊婦1人平均8.6回の助成券利用があり、受診回数も

増え妊娠中の健康管理と、経済的負担軽減に役立てていただいています。

⑤健康づくりの啓発・訪問相談事業

介護予防の視点からも働き盛り期の健康づくりが大変重要なことから、健康運動教室を開催し、参加者が運動の楽しさや継続効果を実感された内容で開催しました。昨年度より参加数は増加しており、アンケートや体力テストで運動実施による効果がみられています。

また、遠隔健康相談を社会福祉協議会への補助事業として継続実施し、参加者の血圧が下がる、運動歩数が上がるなど健康管理の効果が上がっています。

地区巡回健康教室は5地区62人の参加を得て開催し、地区内の交流と健康意識の向上を図りました。

⑥こどもの予防接種

乳幼児期の各予防接種は対象児の38%～89%が終了しています。

季節性インフルエンザ対策では、19歳未満の方に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。対象児の44.5%が予防接種を受けています。

⑦大人の予防接種

季節性インフルエンザ対策では、19歳～64歳の非課税世帯対象の方と65歳以上の高齢者の方を対象に、ワクチン接種費用の無料化を行い感染症の予防に努めました。65歳以上の方の接種率は、49.0%となっています。

予防接種法の改正で高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に導入されたため、費用の一部助成を行いました。接種率は43.2%でした。

⑧健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会や保健委員会を各1回開催し、健康づくり施策の現状やあり方について意見交換を行うなど、関係機関や地域の方々と一緒に推進する機運を高めてきました。

⑨保健医療施設整備

町民が安心して、必要かつ質の高い医療が受けられるよう、倶知安町を中心として近隣町村とともに、救急当番病院の開設費や訪問看護ステーション運営費などの助成をし、救急医療や在宅ケアの充実を図ることができました。

⑩エキノコックス感染防止対策

本年度も町民有志の方々の協力をいただき、ベイト（虫下しを混ぜたキツネの餌）散布によるエキノコックス駆除事業を実施しています。平成20年度調査時点での感染率33.6%が、0%まで下がり、感染予防に大きな成果が出ています。

本年は隣町のベイト散布の中止による影響か感染率が1%となり、効果はありますが広域的な取組みが必要と考えられます。

（2）国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成21年から後志広域連合での広域行政として運営していますが、窓口業務、保険税賦課徴収事務、特定健診事務等は町の事務となっています。

特定健診については、1日簡易ドックの受診者と合わせ272人が受診し、そのうち9人に保健指導を行っています。

平成28年度は国民健康保険税の収入が16,968千円増えたことから、任意繰入金を行わず一般会計へ14,500千円の繰出しを行いました。

平成28年度末現在の基金残高は、22,524,390円となっています。

・国民健康保険の被保険者数、医療給付費など

区 分	実 績	対前年比
被保険者数	1,553人	40人減
保険医療給付費		
給付件数	16,649件	994件減
給付金額	3億3,915万円	3,120万円増
1人当たりの年間医療費	21万円	2万円増
高額医療費	5,104万円	859万円増
整体や鍼灸などの療養費	204万円	61万円減

(3) 後期高齢者医療事業

後期高齢者医療制度は、平成20年から北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となって制度を運営しています。医療機関での窓口負担を除いた医療費のうち、約5割は税金で、約4割は若い世代の方が加入する医療保険からの支援金で、約1割は高齢者の方の保険料で賄われ、国民みんなで支え合うしくみとなっています。

医療制度では2年ごとに保険料率を決定することになっており、平成28年度の保険料率は、均等割49,809円（平成26・27年度51,472円）、所得割10.51%（平成26・27年度10.52%）となっています。

平成28年度の決算状況は、広域連合への負担金4,847万円、事務経費40万円、保険料の還付金9万円となり、会計の歳出額は4,896万円となりました。

(4) 医療に対する各種給付事業

子どもの健康増進と子育て世帯の保護者負担の軽減を図るため、こども医療給付事業の対象年齢を平成22年度から中学生まで引き上げています。平成28年度に支払った医療費は7,541件、前年対比45万円増の1,224万円となりました。

また、北海道医療給付事業により実施している重度心身障がい者医療給付事業については、前年対比147万円減の897万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については前年対比61万円減の122万円となりました。

未熟児養育医療給付事業は、平成25年度から北海道から委譲された事業です。

平成28年度については0件、前年対比33万円皆減で実績なしの医療給付となりました。

高齢者福祉

(1) 高齢者の福祉

平成27年度を始期とする第6期高齢者福祉計画に基づき、高齢者がそれぞれのラ

イフスタイルに応じて、元気で安心して暮らすことができるよう、自らの選択により介護サービスや福祉サービスが利用できる環境づくりと心がかよう高齢者福祉の推進に努めています。

高齢者の生活支援として、生きがい活動支援通所事業（デイサービス通所）、住宅改修の上乗せ助成、高齢者緊急通報装置の貸し出し、私道除雪サービス、福祉灯油の助成、綺羅乃湯入館料の助成、老人福祉施設入所費扶助、高齢者住宅前通路除雪費扶助を行うとともに、老人クラブや高齢者事業団への運営費補助、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給を行うなど高齢者福祉の充実に努めました。

地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会への委託事業として、高齢者の自立した生活を支援するため、除雪派遣サービスや配食サービス、軽度生活支援（ホームヘルプサービス）事業を継続して実施、懸案でありました移送サービスが開始され高齢者の通院支援などの充実が図られました。

また、認知症高齢者の重度化防止や家族介護の負担軽減を図るため、介護スタッフのケアを受けて少人数で共同生活を行う高齢者グループホームについては、18ユニット18人が入所での運営がされています。グループホームの運営に必要な経費については入居者の介護度に大きく左右され、開設当初の見込みより介護度が低く、平成28年度においても運営経費についてニセコ福祉会へ補助し、安定的な運営が行われるよう支援しています。

（2）介護保険事業

高齢者の多くは、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護予防教室（貯筋教室）や高齢者向け健康教室、家族介護教室の開催、高齢者声かけ支援事業、救急医療情報キットの配布、虚弱高齢者への訪問支援事業を実施し、介護予防の充実に努めています。

介護保険事業は平成21年度から後志広域連合が保険者となり事業を行っています。

平成28年度の決算額は、在宅、施設サービスなどの介護給付費3億7,021万円、町村負担金4,627万円、介護予防事業費及び包括的支援・任意事業費156万円、介護認定審査会経費238万円、事務費等756万円、低所得者保険料軽減負担金25万円を合わせて後志広域連合へ支払った負担金は5,802万円となっています。

また、意思能力の継続的な衰えが認められた場合に、法律的に支援する制度として成年後見人制度があり、本町においてもその必要性があると判断された方を支援するため、社会福祉協議会と連携し後見人制度を1件活用しました。

9. 顔が見える相互扶助の地域社会をつくります

高齢者福祉

(1) 国民年金に関する事務

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

本町における国民年金保険料の平成27年度の収納率は、72.6%で前年度より2.1ポイント増加しており、小樽年金事務所管轄と比較すると5.86ポイント上回っています。

- ・国民年金1号被保険者該当年間被保険者数：768人（前年度779人）

児童福祉

(1) 幼児センター「きらっと」の運営

就学前の子ども達が健やかに成長する環境をつくるため、幼稚園、保育所、子育て支援機能の一元的な運営を行い、家庭や地域との連携を図り幼児一人ひとりの健やかな心身の育成のため、保育・幼児教育の総合的な指導に努めています。

平成28年度においても保育業務の資質向上のため、管内での公開保育研修の実施や各種研修会へ積極的に参加し、研修会後は内容を共有し保育の充実を図りました。

また、町内の関係者に保育を公開するなど学校評価を踏まえたセンター運営を進めました。

平成29年度は、北海道の幼稚園研修会がニセコ町で行われますのでその研修会に向けての取り組み、コミュニティースクールも始まりますので地域と共にある幼児センターづくりに努めて行きたいと思えます。

支援を要する幼児へは、保護者との連携を密にして支援計画を作成し、また、補助教諭の適切な人員配置及び関係機関との連携を図りながらより良い特別支援の推進に努めました。合わせて、乳幼児の成長や発達の連続性を確立するため、保健師や小学校との連携も深めました。

子育て支援センター「おひさま」は、地域の子育て支援拠点となり、安心してゆとりを感じられる子育てができる環境を整えるため、子育て相談や情報提供、各種講座など親子での交流を図る事業を積極的に実施しました。

また、子育ての理解を深めたりリフレッシュする場を提供したりするほか、一時預かり保育及び休日保育事業の実施など子育て中の保護者への支援に努めています。

今後も、子育てが楽しく行えるような支援を進めていきます。

また、近年の子どもの増加や保護者からのニーズに対応し、より幼稚園、保育所、子育て支援の環境充実を図っていくため、平成28年度に増築工事を行い、平成29年度より4、5歳児の保育室拡張、3歳児クラスを2クラス化、3歳未満児の定員を増とした保育を行っていきます。

(2) 母と子の子育て教室・相談事業

すこやかな成長と子育ての学習や交流を目的に育児セミナーを4回開催し、延34人の参加者がありました。

栄養士や歯科衛生士による講話を行い、保護者の子育て不安の解消に努めました。また、乳幼児健康相談を3回実施しており、対象者の72%の参加があり、発育の相談や専門機関への紹介、幼児センターや子育て支援センター、発達支援センター（倶知安）と連携しながら保護者とともに乳幼児のよりよい発達支援を行なうことができました。

(3) 児童福祉・ひとり親福祉

児童福祉については、平成27年度に策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たな安心して子育てできる環境づくりに努めています。

近年の児童数の増加に伴い、子どもの放課後などの居場所づくりとしてニセコ小学校の空き教室より移動した「ニセコこども館」を開設し、学童保育と放課後子ども教室が一体となり、子育て環境の整備を行いました。

「ニセコこども館」の開設により、仕事などで保育に専念できない家庭にかわり、これまで小学校1年生から3年生までの児童から対象を6年生まで拡大し、保育時間も11時間に拡大し学童保育事業を行いました。

学童保育の定員は60人であり、定員の60人が通っています。

ひとり親福祉対策としては、低所得世帯に対する福祉灯油の助成を継続して実施しました。

障がい者福祉

(1) 障がい者福祉の充実

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）並びに平成27年度を始期とする第2次ニセコ町障がい者計画・第4期障がい者福祉計画に基づき、「障がいのある人の人権が尊重され、自分らしく自立して暮らせる共生のまちニセコ」を基本理念として、障がい者自らがサービスを選択利用する訪問系支援（ホームヘルプ）、日中活動系支援（就労移行支援、就労継続支援、短期入所支援）、居住系支援（グループホーム、施設入所支援）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行っています。

障がい者への福祉事業として、障害者通所福祉手当、重度障害者タクシー料金扶助、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行っているほか、障がい者及び介護者に対し綺羅乃湯入館料の一部助成を行い障がい者の立場に立った支援体制の充実を図りました。また、知的障がい者福祉の充実を図るため地域活動支援センター（生活の家）に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

10. 災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります

防災・防犯

(1) 交通安全運動の推進

町は、各関係機関・団体と連携を図りながら、各種交通安全対策や交通安全運動を実施しており、その運動を支える2つの団体（ニセコ町交通安全推進委員会、ニセコ町交通安全協会）の活動費に対し補助を行なっています。各団体は連携し、ニセコ町交通安全指導員協力の下、年間6期の交通安全運動や朝の街頭指導、交通危険箇所への交通安全旗及び看板設置、交通安全啓発活動等を実施しています。

本町においては、平成28年に死亡事故などの重大交通事故は発生しておりませんが、引き続き、町民のみならず通過車両に対しても交通安全対策の積極的な推進に努めます。

(2) 街路灯の維持

町が所有している街路灯の電気料は、LED化したことにより平成27年度と比較し約30%削減することができました。また、自治会等が管理している街路灯の電気料に対し60%以内の額を助成しています。

・街路灯の設置数：町管理：389基、自治会等管理：267基、計：656基

(3) 街路灯の整備（LED推進）

平成24年度から社会資本総合整備事業を活用して、町内の街路灯のLED化を進め、平成27年度に完了しました。平成28年度は、町所有街路灯1基を新設し、自治会が新規に設置する街路灯5基に対して、75%以内の額を補助しています。

(4) しりべし弁護士相談センターの運営

法律相談は、管内町村が負担し岩内町で地域の法律相談窓口の確保を図っています。

平成25年10月より札幌弁護士会地域司法対策委員会主催による無料法律相談会がニセコ町民センターを会場に毎月第1、第3火曜日の2回（後志地域9町村）で開催されています。

(5) 原子力防災への取組み

①地域防災計画（原子力防災計画編）の実効性を高めるための取組み

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、国の「原子力災害対策指針」に基づき、ニセコ町防災会議・原子力専門委員会での討議を経て策定しました「地域防災計画（原子力防災計画編・退避等措置計画）」について、北海道並びに関係市町村との連携を一層強めて、本計画の実効性を高めるための協議・検討を進めています。

②北海道原子力防災訓練の実施

北海道並びに本町を含む後志管内13町村が実施主体となり、平成24年度から

引き続き5回目の北海道原子力防災訓練を11月13日（日）、14日（月）及び2月3日（金）、4日（土）と実施しました。

本町では、ニセコ福祉会、ニセコ生活の家、ニセコ医院、ラジオニセコ他関係機関等の協力を受け、通信連絡訓練、災害対策本部設置訓練、放射線モニタリング訓練、札幌市への広域避難訓練（職員対応による）に伴う職員派遣・避難所開設訓練、屋内退避訓練（各学校）、住民広報訓練など、役場14人、学校等618人が参加しました。今後も町民参加の実践的な訓練となるよう内容の工夫に努めます。

③泊原子力発電所の安全対策の確認

泊原子力発電所の安全対策工事の進捗状況等、安全確認に関する情報の収集を踏まえた原子力防災行政の推進を図ることを目的として、3月と4月の計2回視察対応しました。

（6）防災力の強化と防災資機材の充実

防災対策の担当として、役場総務課内に、参事1人、係長1人を配置し、庁内職員が連携のもと、自然災害対策並びに原子力防災対策に備えました。また、地域総合防災対策の拠点、災害時に対応できる施設整備などを目的とする防災センター建設のあり方について引き続き検討を行いました。

平成29年度も引き続き、庁舎整備に向けた起債、その他補助金等活用が可能な制度の動向に注視をしながら、健全な財政負担を基本とした計画の精査を行います。

平成22年度から防災資機材の整備充実を進めていますが、平成28年度は、原子力防災対策費補助金を活用して、ジェットヒーター2台、サークルライト2台、小型発電機2台、大型発電機1台を購入しました。この他、原子力防災訓練、防災ラジオ起動訓練等災害発生時に的確に対応するための取り組みを行いました。

空間放射線量の測定及び公表については、北海道が設置する環境放射線モニタリング機器で測定を行い、その結果を町公式ホームページ及び広報「ニセコ」で行いました。

（7）消防力の強化

羊蹄山ろく消防組合では、組合の運営及び救急、消防体制の強化を図るために、消防本部、支署における広域的な人事異動を実施しています。

また、ニセコ支署においては平成29年1月1日から救急救命士運用を開始しています。

（8）消費者保護の取り組み

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどについて、消費者からの相談を公正な立場で対応する「ようてい地域消費生活相談窓口」を、平成22年よりニセコ町、京極町、喜茂別町、留寿都村、真狩村、蘭越町、黒松内町の7町村で共同運営しています。専門の相談員を配置した窓口をニセコ町役場内に設け、相談やあっせんなどの業務を行っています。今では地域にとってなくてはならない大切な窓口の一つとなっています。

1 1. 住民みんながまちを考え、活動します

住民自治

(1) ニセコ町総合計画の推進とニセコ町自治創生総合戦略の策定

第5次総合計画(平成24年度から12年間)では、ニセコ町が進むべき道筋をビジョンとしてまちづくりの方向性を示し、町民目線から見た計画推進を行っています。

平成27年度は計画期間最初の見直し年度となり、町民アンケートによる個別施策への評価(満足度)に基づき、見直しを行いました。毎年の評価見直しを進めつつ、平成31年度には、町民アンケート等を実施予定です。

自治創生総合戦略(平成29年度から5年間)では、地域資源を守るとともに、地域経済を豊かにし資金や人材を呼び込むための地域経済戦略として、町内外から担い手を確保し戦略を推進します。なお、自治創生総合戦略では進捗管理や検討の場として、自治創生協議会を設置してPDCAサイクルを展開しています。

総合計画は、その地域の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想で、町の将来を決める重要な計画です。平成24年4月から『環境創造都市ニセコ』を基本理念とした第5次ニセコ町総合計画(計画期間:12年間)をスタートさせています。

(2) 情報公開、個人情報保護

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、町民の皆さんの知る権利を保障するとともに、個人情報適切に保護されるよう必要な対応を進めました。その状況は、各条例の運用状況として6月に開催される町議会定例会において報告するとともに、広報「ニセコ」で町民の皆さんへお知らせしています。

(3) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

① 広報誌、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、町の説明責任を果たし情報共有を進めるために継続発行しています。

② ニセコそよかぜメール

町では、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス(ニセコそよかぜメール)による情報伝達を行っています。

③ まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成28年度のまちづくり町民講座を9回開催しました。本年度は自治創生関連、水道事業、観光の取組みなどをテーマに開催し、313人が参加しました。

まちづくり懇談会については、町内13会場で開催し、延べ203人の参加をい

ただき164件の意見や要望を受けました。このほか、「こんにちは町長室」や「おぼんです町長室」を開催しています。

④ニセコ町ホームページ

町の情報伝達手段の一つとして町ではホームページを作成してきました。平成23年2月から現在のホームページを運用していますが、老朽化が進み、早急なリニューアルが必要となっています。

⑤各種団体等視察の受け入れ

自治体間の視察は、優れた取組みを学びあい、その取組みを今後の仕事に取り入れる好機となっており、行政特有の取組みです。

ニセコ町では上記のほかに、町のPRとブランド化の推進、本町職員のプレゼンテーション研修の場として、各種視察を受け入れています。

平成28年度は53団体619人の視察を受け入れています。

(4) まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度(まちづくりサポート事業)の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。なお、まちづくりサポート事業については、平成28年度に応募実績がありませんでした。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成28年度は、実績はありませんでしたが29年度はラジオニセコのCMづくりに取り組むこととしています。

②ふるさとづくり寄付

平成16年にふるさとづくり寄付制度(1口5千円で指定5分野に寄付いただく仕組み)が始まってから9年が経過しました。平成28年度末時点で200件(6,317.4口)、31,587,000円の寄付をいただいています。

また、平成19年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「環境の保全及び維持、再生に関する事業」の分野において、曾我公園・桜ヶ丘公園植栽事業の実施、「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場解放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカの作成、有島武郎自筆原稿、著作集(署名入り)、有島武郎宛書簡・葉書、自筆の書幅、自筆書簡の購入、パネル展「小説家・有島武郎と画家・木田金次郎」実施、その他、幼児センターの木遊具整備に活用しました。

寄付を通じ、ニセコ町のまちづくり共感やふるさとへ想いを持つ人びととの関係性を構築する方策を検討していきます。

(5) 住民主体による花や木の植栽活動

平成28年度は、NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民に

より実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業、中央地区連合町内会が主催した「ハロウィンカボチャによる中央地区周遊地活性化事業」、同町内会が実施する地域活動に要する備品整備に対しコミュニティ助成事業として補助を行いました。

（6）地方分権改革への対応

国と地方の関係を見直す地域分権改革が進められています。今後も地方分権改革に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

（7）広域行政の検討

平成19年4月に設立した後志広域連合は、事務の共同処理のメリットである経費節減効果を期待しているところです。

平成19年度から税の滞納整理事務、平成21年度から国民健康保険事務及び介護保険事務、平成28年度から行政不服審査会事務の共同処理を実施しており、多様化する広域行政の需要に対応するため、広域連合及び他の地方公共団体との連携を図ります。

・平成28年度 後志広域連合決算見込 （単位：万円）

	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合計
広域連合全体	7,470	1,825	912,151	567,618	1,489,164
ニセコ町負担	387	143	26,480	5,802	32,812

※金額は万円以下切り上げ。ニセコ町負担は支出実績額を記載。

（8）交流事業

大学生インターンシップ（3名、2校）、ニセコ中学校職場体験、ニセコ高校産業現場実習、倶知安高校現場実習の受け入れ、全国の議会や行政関係者、独立行政法人国際協力機構（JICA）海外自治体職員等による視察受け入れや、JICA調査団の一員として職員を海外へ派遣しました。また、字黒川・絹丘の所有地をニセコ町へ寄付していただいた大手広告代理店アサツーデー・ケイ関係者3名を招へいし、町内視察や意見交換を行いました。

（9）国際交流事業

一般財団法人自治体国際化協会の国際交流員招致事業を通じて、韓国と中国、アイルランド、ドイツから計4名の交流員の受け入れを行い、町民との交流や町の国際交流の推進を図るほか、居住外国人や観光客に対応できるように体制を強化しています。

（10）移住・定住対策

ニセコ町の地域課題を解決する人材の確保と定住人口の増加を図るため、首都圏で開催された移住・交流フェア（本気の移住相談会・北海道暮らしフェア）に出展し、

都市住民にニセコ町の魅力や環境について伝えました。

また、移住促進パンフレットをリニューアルし、移住を希望する方への説明資料として活用しています。

(1 1) 地域おこし協力隊・集落支援員事業

地域おこし協力隊は平成23年度から導入し、平成28年度は継続3名、新規7名の計10名の隊員が役場や関係機関に配属され、地域の活性化や課題解決に活動し、また、最長3年間の任期であるため、将来町内で起業・就業するための活動も行っています。これまで、9名の隊員が任期を終え、うち6名が町内に定住しています。

集落支援員は平成22年度から導入し、平成28年度は5名が点検活動を通じて集落の実情や課題を把握し、集落の維持活性化に必要となる対策を行っています。

(1 2) コミュニティ運動の推進

自治会活動とコミュニティの活性化を推進するため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：56自治会、2,806,400円

(1 3) コミュニティ施設の維持管理

ニセコ町民センターの管理運営については、ニセコ町商工会に委託しており、平成28年度は、3,371件、55,351人の方が利用されました。引き続き、町民や来町者が効率的に広く活用できるよう努めます。

西富地区町民センターは、センター周辺地域のみなさんが主に利用しており、使用時の玄関開錠や施錠・点検等一部業務を、地域の方に委託しています。引き続き、地域の方が利用しやすいよう、適正な管理運営に努めます。

地域の集落再編により設置された各コミュニティセンターの維持管理は、指定管理者制度を適用し各地域自治会が行っており、火災保険料など費用の一部を町が負担しています。引き続き、各自治会と連携し施設の適正な管理に努めます。

- ・対象施設：ニセコ町民センター、西富地区町民センター、近藤・元町・里見・ニセコの地域コミュニティセンター、福井地区コミュニティセンター、曾我活性化センター

(1 4) 戸籍、住民記録に関する事務

本町の年間の異動は、自然増減（出生・死亡）が9人の減少、社会増減（転入・転出等）でも58人増加し平成28年度末では前年と比べ49人増加し4,921人となりましたが、年度により多少の増減はあるものの全体的に増加傾向となっています。

1世帯当たりの人数は1.99人でわずかに減少しています。

外国人の方については、ニセコエリアを拠点に観光産業への従事者や様々な活動を展開する方の居住により、平成18年度以降急激に人口が増加しており、平成29年1月末には389人の住民登録がありました。

昭和52年1月以降減少続きであった人口がここ数年は日本人、外国人を問わず増

加傾向となっています。

戸籍に関しては、戸籍総合システムにより安全な管理と迅速で適正な処理が可能となり行政サービスの向上が図られています。

・ニセコ町の人口動態

年度	区分	男	女	計	世帯数
平成28年度末	日本人	2,333人	2,363人	4,696人	2,311世帯
	外国人	147人	78人	225人	151世帯
	計	2,480人	2,441人	4,921人	2,462世帯
平成27年度末	日本人	2,340人	2,354人	4,694人	2,263世帯
	外国人	106人	72人	178人	125世帯
	計	2,446人	2,426人	4,872人	2,388世帯

(15) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成27年10月5日の番号法施行日にニセコ町に住所を有する住民全員に個人番号を付番してから1年が経過しました。

新たな制度でのカードの作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

個人番号カード（マイナンバーカード）の作成及び発行は住民基本台帳カードと同様に「地方自治情報センター」から引き継がれた「地方公共団体情報システム機構」に業務委託をしています。

個人番号の管理については番号制度関連法に基づき住民基本台帳コードの管理よりも更なる個人情報徹底し厳格な運用に努めています。

・個人番号カード（マイナンバーカード）の交付状況	(前年度)
平成29年3月末申請枚数	409枚(293枚)
地方公共団体情報システム機構からの受領枚数	355枚(222枚)
平成29年3月末交付枚数	331枚(179枚)

行財政

(1) 議会議員の活動

平成28年中の議会の開催は、定例会4回、臨時会2回となりました。条例の改正や制定、予算審議、陳情書や意見書等の審議を行ったほか、予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」を実施しています。議会が議決した本年度の予算がどのように執行されているのか、当面する行政課題は何かなど、担当課から説明を受け、課長等と意

見交換をしました。特に財政面では、将来負担を勘案した中長期的視点による行政運営をめざす必要があるのではないかなどが話し合われています。

議員協議会（全員会議）を12回開催しました。4回の定例会に合わせた協議会では自治創生の取組状況を確認したほか、およそ半年かけて、議員の期末手当に関する条例の見直しにも取り組んでいます。

また、28年度も「議会報告・町民との意見交換会」を開催しました。今後も住民の視点に立った立場で、課題解決に取り組んでいきます。

（2）議会だよりの発行

町民のみなさんに議会本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動をお知らせすることは、議会にとっても重要なことです。28年度も、定例会の内容を中心に4回の「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

（3）監査委員の活動

毎月の出納検査のほか、8月の決算監査、2月には定例監査を行いました。また、監査委員全国研修会に参加し、監査委員としての識見の研鑽を積んでいます。

（4）税金の課税や納税に関する事務経費

平成28年度分の税の徴収率について、現年度対前年比は、町民税で0.19ポイント・固定資産税で0.14ポイントの減で、国保税を除く町税全体で0.15ポイントの減少となりました。収入実績では町民税で6,564万円の増、固定資産税で5,431万円の増額となりました。国保税は対前年比0.37ポイントの増加でした。

国保税を除く町税全体の現年度課税分全体の収入額は8億484万円、収納率は99.49%で、前年度対比では税収では1億2,591万円の増、収納率0.15ポイントの減となりました。また、滞納繰越分を含めた町税全体で収入額は8億842万円、収納率は98.91%で、前年対比税収で1億1,817万円の増、収納率では0.68ポイントの減となりました。

国民健康保険税では、健康保険分（一般医療分、退職医療分）、後期高齢者支援金、介護納付金の現年課税分の収入額は1億7,611万円、収納率は97.18%で、前年対比税収では843万円の増、収納率は0.65ポイントの増となりました。また、滞納繰越分を含めた全体での収入額は1億8,333万円、収納率は91.67%で、前年対比は、税収で775万円、収納率1.22ポイントの増となっています。滞納繰越分をあわせた国保税全体の収納率は、6年連続で前年度を上回ることができました。

依然として地方財政は厳しい状況にあり、町税の確実な収納による自主財源の確保が大変重要となっています。町では、税負担の公平性の確保と収納率の向上を目指し、督促・催告の強化、訪問徴収や滞納処分の実施など徹底した収納対策の強化を図っています。また、後志広域連合における、ニセコ町分の税の滞納整理額は、財産や給与、預金の差押え等により8件で242万円となっており、道税との共同の催告、北海道

への徴収委託の実施など連携強化を図りさらなる徴収に努めます。

平成25年度から納付環境の整備を目的にしたコンビニ収納の利用を開始しています。口座振替を除く納付件数は、15,504件で、うちコンビニ利用件数は4,300件となり、18.9%の利用率となっています。

土曜、日曜や祝祭日、夜間の利用など納税者の利便性が向上すると共に、効果的な納税の促進に繋がっているものと考えています。

(5) 役場職員の研修、人材の活用、目標管理

多様化するニーズに迅速に対応し、町民みなさんが主体のまちづくりをさらに進めるためには、専門的知識の習得、職員の資質向上や意識改革を続けていくことが重要です。

本町のまちづくりに豊かな発想力と多彩な情報、能力をもって柔軟に対応できる職員の育成を図るため、初任職員の基礎研修をはじめ、採用年数に応じた研修の他、専門の研修機関での実務研修、自主企画による提案型研修を実施しました。また、全職員を対象に地方財政制度の職場内研修を実施するなど職員の能力向上を目指した研修を実施しました。

さらに、将来のニセコ町の地域振興を担う人材育成を目的に、内閣官房地域活性化統合事務局へ引き続き職員派遣しています。

(6) 町有財産の管理・運用

①旧宮田小学校の維持管理

国営緊急農地再編整備事業を円滑かつ効率的に行うためには、北海道開発局との連携が必要です。北海道開発局小樽開発建設部の事務所として貸付けしている旧宮田小学校校舎の適切な維持管理を図ります。

②職員住宅の維持管理

職員住宅は、現在13戸を保有しています。これらの住宅は、建築から30年以上経過しているものが多く、老朽化が進んでいる状況ですが、補修を行うなど良好な維持管理に努めています。また、職員住宅が不足しているため、民間事業者より単身者用住宅6戸を借上げ、住宅不足の解消を図っています。

③町有財産（土地）の売却

平成28年度に企業誘致を促進するため食品加工工房及び付帯施設の建設用地として、字元町436番地7の1,815.0㎡の町有地を売却、その他、道道ニセコ停車場線改良工事に伴い町民センター、総合体育館、ニセコ高校の敷地合わせて200.72㎡の町有地を売却しました。

(7) 行政情報システム、情報ネットワークの運用

行政事務の多くを処理するコンピュータシステムを安定的に稼働、運用するため、町では、システムの開発や運用を共同で行う、北海道自治体情報システム協議会（町村会情報センター）に加入し、システムの共同調達や開発、運用を効果的に進めています。また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指すとともに、災

害などの危機状況時にも安定運用を図るため、主なサーバーをデータセンターにおいて運用しています。

また、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）及び情報セキュリティの対応については、個人情報の外部流出にした事件を受け、インターネットなどからの脅威に対応するため国がまとめた自治体情報セキュリティ強靱化対策を実施しました。

このためネットワークを、個人番号利用事務系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワークを3つに分離しネットワーク間のデータ授受の原則禁止や情報の持ち出しを防止するなど情報の流出に対する防衛策を構築しました。

（８）選挙事務

平成28年度は、参議院議員選挙が7月10日投票日として行われました。公職選挙法の改正を受け、この選挙から選挙権の年齢要件が18以上に引き下げられ高校生も選挙権を有する選挙となりましたが円滑に選挙事務を執行することができました。今後も期日前投票制度の周知を図ることの他、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりに努めています。

（９）計画的な行財政運営

財務諸表作成に向けた固定資産台帳の整備を進めています。町の持つ資産（土地・建物・備品など）を統一して台帳化し、新地方公会計（複式簿記）による自治体の財務諸表を作成しています。

町の行財政運営の健全性を維持するため、国の補助交付金などさまざまな財源を確保するとともに、過疎債などの有利な借入金の活用にも努めます。

平成28年度決算に基づく健全化判断比率は、実質公債費比率13.0%、将来負担比率46.2%となり、前年度より改善が図られました。また、平成28年度決算において、将来負担に備えるために各種基金積立を行いました。今後も健全な財政運営に努めていきます。

（10）公共施設の総合的な管理計画の策定

町の人口などの将来推計及び各施設の更新経費などを基に、公共施設の今後のあり方を示し、町の状況に応じた適正な管理運営と財政負担の軽減・平準化を図っていくために、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

（11）地籍成果の管理・運営事務経費

平成22年度から地籍デジタルデータの更新作業を行い地籍成果管理システムの運用を行っています。データ化することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用が行われています。

